## 予算編成要領

## 【予算編成に当たって】

(経済環境と財政状況)

- ▶ 経済は緩やかな回復基調にあるものの成長に力強さを欠き、今後も社会保障関係経費の伸びが見込まれるなど国・地方を通じた財政健全化に向けた道筋は厳しい。
- ➤ 平成 30 年度の地方財政対策は、一般財源の総額を確保するものとされているが、税収等の動向に伴う地方交付税の減額など、地方財政の先行きは不透明である。
- ▶ 本市においては、平成 28 年度決算は基金取り崩しなどの緊急対策を講じて黒字を確保するとともに、平成 29 年度当初予算編成においても土地売却収入等の臨時的な対応を講じ収支均衡を図ったところである。
- ▶ 将来負担比率は中核市平均を上回り、財政調整基金残高は中核市平均を下回るなど、他の 中核市と比較しても厳しい財政状況にある。

#### (方向性)

- ▶ 人口減少を克服するための地方創生の推進や県市連携によるまちづくりなど、未来を見据 えた成長戦略につながる施策を重点的に実施する。
- ▶ 子育て支援や教育の充実をさらに進めるとともに、医療・介護・福祉の連携を図るなど市 民の暮らしに直結するきめ細かな行政サービスを充実する。
- ▶ 若手職員を含む現場の創意工夫と意見を取り入れ、先例にとらわれず思い切った見直しを 実行する。
- ▶ 見込まれる収支不足を予算編成過程において解消するとともに、財政構造改革を断行し、 市債残高の縮減と将来負担比率の改善を図ることを軸として財政健全化を進める。

### 1. 予算要求の考え方

予算編成方針に掲げる基本方針に基づき、各課の責任において平成 30 年度事業計画 を立て、次のとおり予算要求すること。

# 基本方針1「綿密な事業計画に基づく未来志向の施策を展開」

各施策の企画立案に当たっては、分析をもとに根拠をもって事業の方向性を定めるとともに目標を設定し、それを実現するための工程表と人員等の経営資源を総合的に検討したうえで、後年度の事業費も含めた事業計画を構築し、予算を要求すること。

(1) データの分析をもとに本市の強みと弱みを意識し、根拠をもって政策を企画立案する。

(2) 事業の工程を組み立てるとともに人員配置と予算配分を的確に行うための事業計画を構築する。

 $\downarrow$ 

- (3)暮らしやすいまち、魅力あふれるまちの実現に向けて、最も事業効果が発揮できるようヒト・モノ・カネを重点的に配分する。
- (4) 定住人口の増加を図るとともに、交流人口の増加による本市の将来的な発展を見据え、将来世代にまちを引き継いでいくための成長戦略を推進する。

## 基本方針2「全ての施策を再検証し財政構造改革を断行」

将来の本市の発展に向け、中期的な視点で平成 30 年度に重点的に取り組むべき施策を見極め、政策効果の高い施策に集中的に投資する一方で、その財源を捻出するため政策効果の乏しい事業は見直しを図ること。

各部局における進捗管理と評価点検を強化し、限られた財源のもとで真に必要な施策に予算が重点配分されメリハリのついた予算とするよう、優先順位づけを厳しく行うこと。見直しに当たっては、各部局の現場における創意工夫により、市民サービスを維持しつつ事業の組み替えや統廃合、事業手法の抜本的な見直しを徹底して実行すること。

- (1) 全ての施策の評価を徹底的に行い、厳しく施策の優先順位づけを行う。
- (2) 事業の目的や目標、成果指標の達成の観点等からの検証を行い、事業の見直しを徹底する。
- (3) 今後の財政負担の軽減に向けた臨時的な経費や民間委託化等の行財政改革に資する取組は積極的に推進する。
- (4) メリハリの効いた予算配分を行い、未来につながる施策に予算を重点配分するための財源を確保するため、各部局の現場における創意工夫により思い切った予算の組み替えや統廃合、手法の見直し等を行い財政構造改革を推進する。
- (5) 投資的事業は、公共施設の老朽化対策の重点化をはじめ、後年度負担の軽減につながる事業には積極的に投資を行うこととし、年度別の事業計画を立て着実に実施し、併せて公債費負担の適正化を図る。

## 2. 歳入に関する事項

- ①新たな事業のみならず、既存の事業についても、国・県の補助制度、他団体の助成制度について幅広い視点から検討し、積極的に活用し財源の確保に努めること。
- ②歳入の見積りに当たっては、過去の実績、平成 29 年度の決算見込み、国の予算編成及び 社会経済情勢の動向等今後の見通しに十分留意し、適正な計上を図ること。
- ③特に多額の未収債権を抱える歳入については、きめ細かな徴収対策を講じることにより、 収納率の一層の向上に最大限の努力を図ること。

### 3. 歳出に関する事項

- ①過去の決算で多額の不用額が生じている事業については、その原因を究明し、所要額を 十分に精査したうえ要求すること。
- ②公共施設等の維持補修については、当該施設の今後のあり方を再考しつつ現況を十分に把握し、適正な維持管理を行うこと。
  - ・施設の効用を発揮するための修繕等は所要額を確保すること。
  - ・緊急性が高いものから実施するなど、計画的かつ効率的な対応に努めること。
- ③歳出の見積りに当たっては、行政評価の視点も参考にしつつ行政と民間の役割、事務事業 の必要性を厳しく洗い直し、目的達成のために最も効果的・効率的な方法か、また最小 のコスト・人員で実施しているかといった観点から、行政としての責任を果たしつつ、 業務の効率化及び超過勤務の削減を念頭に置いて、最大限の見直しを図ること。

## 【事務処理要領】

### 4. 予算要求区分

平成30年度当初予算要求については、全ての施策について平成30年度の事業計画を改めて詳細に構築することとし、そのうえで各事業の今後の方向性を見定め、優先順位の決定や財源の配分など部内の予算調整を徹底し、各部局・各課の主体性と自己責任のもと行うこと。

なお、予算要求事務に当たり、**要求書の編綴及びシステム入力については、以下のと おり区分して行う**ものとする。

### ≪ I. 裁量的経費≫

### (1) 投資的経費

- ①補助事業・単独事業とも(債務負担行為・継続費既設定分等既定事業を除く。)、 平成 29 年度当初予算額を目途として所要額を見積ること。ただし、国庫補助・交付金等の本要望の済んでいるものについては要望額とする。
- ②公共施設の機能維持・改修に係る経費については必要箇所の順位づけを行い、緊急性の高い施設の修繕等を優先させるなど、部局内での調整を十分に図り必要額を 見積ること。
- ③事業の緊急性、必要性、事業効果、起債による財政負担等を十分検討したうえ、適切な計画のもと計上すること。また、安易に繰り越すことのないよう、年間計画及び事業量を精査すること。

### (2) 新規的経費

- ①平成30年度から新たに実施する事務事業及び平成30年度から制度等を拡充して実施する事務事業に限る。
- ※全ての事業についての後年度も含めた事業計画を事業ごとに施策要求様式2により 提出すること**(投資的経費及び新規的経費)**。

### (3) その他経費

非裁量的経費以外の経費(投資的経費・新規的経費を除く。)

- ①部局内で全ての施策について先例にとらわれず事業計画を一から構築し、制度の改正、事業の廃止や大幅な縮小、手法の見直し、事業の組替えを行うなど、各部局の 裁量により事業計画に基づく予算要求を行うこと。
- ②事業の廃止や手法等の抜本的見直し、事業の組替えを行うことにより、部局内で必要最小限の金額を見積ること。各部局における徹底した検討と厳しい精査のもと 平成 29 年度当初予算額を目途に見積もることとするが、創意工夫を凝らし、市民サービスの低下を最小限にとどめるよう見直しを図ること。
- ③経費の見積りに当たっては、各部局で企画する平成 30 年度事業計画に必要な最小限度の額を見積るとともに、施策効果の乏しい事業については大幅な見直しを図ること。また、決算見込の分析等により所要額を精査すること。特に、流用等が例年生じている経費については留意すること。

#### ≪Ⅱ. 非裁量的経費≫

#### (4) 非裁量的経費

以下の経費については、必要性・所要額を厳しく見直し、必要最小限の額で見積る こと。

- ・法的受託事務等に係る歳入対応歳出(国庫委託金等による統計調査等)
- ・人件費(審議会等の委員報酬は除く、嘱託・臨時職員賃金は人件費に含まない)

- ・扶助費等(適正な所要額を見積ることとし、自己負担額や支給基準等の制度見直 し・廃止についても検討すること)
- ・特別会計、公営企業会計への繰出金等
- 公債費
  - ※積極的に制度見直しを図るものとし、見直し額の要求可能額への反映について は財政課と協議すること。

### 5. 留意点

- (1) 財政構造改革を図るため各部局において職員一人ひとりが自ら行動し変革する意識を持ち、全ての施策の見直しを徹底すること。
  - ①後年度も含めた歳出削減(事業の廃止、抜本的見直し等)や財源確保等、財政構造 改革に資する主な対策について、総括様式7により提出すること。
  - ②要求に当たり、平成30年度の事業廃止や制度見直し等を行う事業については、重点見直しとして総括様式8にあげること。
  - ③新規歳入財源の確保を図り、その効果が認められる場合においては、歳入獲得見込額を要求及び査定額に反映することも可とするので財政課と協議すること。
- (2)独立採算を基本とする特別会計・企業会計については、安易に一般会計からの繰入 金・補助金等に財源を求めないこと。
  - ①各会計の財政健全化方策の検討も積極的に進めること。
  - ②社会保障関係等の給付費等についても過大な見積りは行わず、必要最小限の額を見積ること。
  - ③いずれの会計においても予算編成方針の趣旨に則り、一般会計と同様の考え方により予算を編成すること。
- (3) 外郭団体については、民間と競争できる体制を意識し、独自財源の確保に努める等、自立のための経営改善を促すこと。
  - ①人員配置をはじめ人件費及び物件費等について、危機感をもって見直すこと。
  - ②全庁的に超過勤務の削減に取り組んでいることから、外郭団体においても事業の効率化などを意識し、目標を定め、なお一層の節減に取り組むこと。
- (4) 歳入の見積りに当たり、次のとおり留意し的確に計上すること。
  - ①市税、地方交付税、地方譲与税及び各種交付金は、税制改正や地方財政対策の動向 を十分見極め、的確な見積額を計上すること。
  - ②使用料及び手数料、分担金及び負担金等は、諸物価の動向や管理運営費等との関係、他市の状況や類似施設の動向を把握したうえで、市民負担の公平性確保の観点と受益者負担の原則に立って検討し、適正な収入見込額を計上すること。
  - ③国・県支出金は、国県の施策の動向を的確に把握するとともに、国県等の補助制度 を担当部署と直接連絡を取るなど怠りなく調査のうえで、その認承が可能となる よう努力し、補助制度全般にわたってあらゆる方策を講じて積極的に財源の確保 に努めること。また、補助対象、補助率・負担率、補助単価等の把握に努め、過大 見積りや超過負担を招くことがないよう的確な見積額を計上すること。

- ④市有財産については、具体的な利用計画のない用地の処分や各所管財産の貸付など 有効活用を検討すること。
- (5) 歳出については、行政の責任分野と事業の優先順位を改めて見直し、最小限の経費 で最大限の行政効果と市民満足度の向上が図られるよう、次の点に留意し選択と集 中により効率的な配分を行うこと。
  - ①人件費は、原則として平成 30 年1月1日現在の現員現給を基礎とし、超過勤務縮減、退職・育児休業等による節減等を精査し、年間所要額を見積ること。また、業務の洗い出しを行い、業務の効率化に努めたうえで、臨時職員等の活用が有効である場合にはその活用を図ること。
  - ②扶助費は、補助・単独を問わず、対象人数・単価等を的確に把握し、国庫補助等を 伴うものについては、制度改正の動向、他都市の状況を調査することにより、実施 手法等の見直しを検討し、市単独のもの(国・県制度への上乗せを含む。)につい ては、制度そのものの継続の合理性について検討したうえで所要額を適正に見積る こと。
  - ③物件費等の一般行政経費については、事業の廃止、制度改正等により経費の合理化を進めること。また、補助金については、要望書・事業計画書・収支予算書・決算書を徴し当該団体等の収入・活動状況・留保資金等を確認した上で、補助の必要性や対象経費について、時代の変化も勘案し慣例や先例にとらわれることなく抜本的な見直しを図ること。また、負担金についても、必要性について慣例や先例にとらわれることなく精査し、見直しを図ること。
- (6) 臨時職員賃金については、現行の業務内容及び業務量、平成30年度の事業計画等を 勘案したうえで、その必要性について十分に精査を行うこと。
  - ※以下の例を除き原則として人事課・教職員課から要求すること。
  - ▶ 社会保険料の事業主となっている課の賃金
  - ▶ 選挙関係費用など単年度事業に係る賃金
  - ▶ 平成30年度から新たに行う事業に係る賃金
- (7) 嘱託職員賃金、報酬、報償費については、職務内容の専門性や必要な資格、経験等をもとに、類似団体(中核市等)の平均額等(交通費を除く。)を調査して比較し、金額の妥当性を示したうえで要求すること。
  - ▶ 現行の業務内容及び業務量、平成30年度の事業計画等を勘案したうえで、その 必要性・単価について十分に精査を行うこと。
  - ▶ 増員については人事課から要求すること。(平成30年度から新たに行う事業に係るものを除く。)